

昭和三十年五月二十六日(木曜日)午前
十時四十九分開会

農林省農地局長	渡部 伍良君
農林省蚕糸局長	塩見友之助君
水産庁長官	前谷 重夫君
通商産業省	川上 為治君
鉱山局長	

(昭和二十九年産米価減収加算に関する件)

○委員長(江田三郎君) それではただいまから農林水産委員会を開きます。農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、自作農維持創設資金融通法案及び爾糸価格安定法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

今年度におきましては、食糧増産等に重要な農林漁業施策の遂行のため、従来通り土地改良等に要する施設資金の融通を行うほか、さらに従来からの要望にもかかわらず、新に個人の用に供する農業施設資金の融通の道を開く

をもち、自作農耕増進資金の貸付をも行うこととし、これらに要する資金全体として二百五十五億円の貸付を計画いたしました。なお昭和三十一年度の貸付計画二百五十五億円の資金源の内訳は、政府からの出資金九十五億円のほか、資金運用部からの借入金

す。この公庫法第十八条第一項第ハ号の規定を改正し、公庫の業務の範囲を拡大するとともに、これに呼応して別表の貸付条件等の規定にも改正を加えようとするものであります。なお別表の貸付条件の改正があまりまして、災害の発生による被害に直接関係するもの

害のつと、必要に應じ主務大臣が指定しておりましたいわゆる主務大臣指定災害復旧資金につきましては、今後とも従来と同様の指定手続により、同様の条件で貸付を行ふ考えであります。

第三点は、残存する日本開発銀行の農林漁業金融公庫に対する貸付金を返

農として農業に精進することになったのであります。この農地改革の成果の維持につきましては、現在農地法がその法制的部面を担当しているわけでありますが、自作地を維持するため必要な資金の融通措置についての制度はい

せん。これがため、すでに政府は昭和二十六年頃から自作農創設特別措置特別会計の余裕金の運用によりまして、農地または採草放牧地の買収売り渡しの形式により、とりあえず農民の窮境を救う一助として参りましたが、とう

てい農家の資金需要を満たすには至らなかつたのであります。

近年、農村における資金難から自然災害はもちろんで、疾病その他の個人的災害、相続等による臨時支出をまかなうために農地または採草放牧地を売却するのやむなきに至る自作農が逐年増加しており、特に経済的に弱い農家は、転落の危険にさらされていゝのであります。従ひまして、この際新たに農業経営の安定、農家の転落の防止のための措置を制度的に確立することは刻下の急務と考えられるのであります。よつて政府は、農地及び採草放牧地が農業経営の基礎であり、かつ、農業者がこれらを所有することがその農業経営の安定をはかるための要件であることにかんがみまして、農林漁業金融公庫がその取得、維持または細分化防止のために必要な資金を長期かつ低利で貸し付けることにより、農家の経営の安定をはかることとし、このための立法措置を講ずることとしたわけでありました。

この法律案のおもな内容について御説明申し上げますと、第一に貸付金といたしまして、農業経営を安定させるため農地または採草放牧地を取得するのに必要な資金、小作農が小作地または小作採草放牧地を取得するのに必要な資金、農地または採草放牧地の相続による細分化を防止するのに必要な資金、疾病、負傷、災害等のため自作地または自作採草放牧地を維持することが困難な場合に、これらの土地を維持するのに必要な資金の四種類について貸付を行うこととしたわけです。

第二に、貸付条件につきましては、この資金の性格上、さきに申し上げま

したように長期低利とし、年利五分五厘、償還期間は十五年以内としたしました。

第三に、貸付を受けようとする者の適否の認定を都道府県知事が行い、その認定を受ける場合には、農業経営安定計画を作成せしめることとしたしました。都道府県の指導及び援助のもとによつてその経営を安定せしめ、みづから償還財源を確保し得るようになり、もつて本制度の目的の達成をはかることとしたしたのであります。なお、この法律案の施行に伴い、この法律案に規定する業務を公庫の業務に加えることとしたし、これに伴い、農林漁業金融公庫法につきまして必要な改正を附則で行うこととしたしました。

以上が、この法律案のおもな内容でございますが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決下さいませうようお願いいたします。

次に、ただいま上提されました農系価格安定法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

農系価格安定法は、生糸の輸出増進と蚕糸業の経営安定とを目的として、最高価格による生糸の売り渡しと最低価格による生糸の買い入れによつて、生糸の価格を安定帯の中に維持することを建前としてゐるのであります。本法案施行以後の経緯にかんがみまして、出売当初におきまして、政府の手持ち生糸なしに同法を実施いたすこととなりまして、二十七年、八両生糸年度におきましては、最高価格をはるかに突破するやうな異常な事態が生じたのであります。これでは本来の目的である生糸の輸出振興と蚕糸業の経

営の安定をはかることは困難であります。よつて、このような事態に対処して輸出生糸について有効な価格安定を実施し、もつて輸出増進に資することができまうように、政府において輸出適格生糸を保有し得る道を新たに開くことが第一のねらいであります。また、現行法では、生糸の価格を安定帯の範囲内に維持することによつて原料繭の価格も自然に安定させることができるといふ考え方をとつておるのであります。よつて、養蚕農民の経営安定に直接関係のある繭価につきましては、ただ政府が繭価低劣防止のための必要な措置を行うものとするといたしまして、抽象的な規定を置いてゐるのみであります。この規定では、政府がいかなるときに、いかなる方法で繭価維持の措置を行うかというところは不明確であります。よつて、この現行法の不備を補つて、繭価維持についての明確な規定を置き、これに基づき措置によつて、養蚕農家が安心して生産にまいむことができるようにすることが第二のねらいであります。

以下、法案の主要内容について、その概略を御説明申し上げます。第一は、政府は最高価格によつて売り渡す生糸として輸出適格生糸を保有する必要がある場合は、最低価格を超える価格で買い入れることができるようにしたことであります。もちろんなる場合には、政府は最低繭価以下に下がるようなおそれのある場合におきましては、農林大臣の指定する農業協同組合連合会が、あらかじめ農林大臣の承認をうけて繭の出廻り調節による最低繭価維持のために自主的に保管をしたとき、保管に要する経費について、糸価

買い入れる契約を結ぶことができることとした次第であります。この方法による買い入れは、当然輸出確保のための必要保有数量に限定すべきものでありますから、この方法によつて買い入れ得る生糸の数量は、政令をもつて限定いたしますとともに、すでに政府が最低価格で買い入れた生糸、あるいは繭価維持の結果買い上げた繭から作つた生糸等の保有量と合せ、最高価格を維持するに必要な数量を限度として、この特別買い入れを行うこととしております。

第二は、政府手持生糸の数量が、生糸の価格の異常な騰貴を防止するために必要な数量を超えるやうな場合におきましては、その超過数量につきまして、最高価格でなくとも時価によつて売り渡すことができることとしたことであります。この場合、この売り渡しによつて糸価を不当に圧迫することを避けねばならぬことはもちろんでありますので、この売り渡しは生糸の市場価格がその生産費を超えている場合においてのみ行い得ることとしたし、おととも、その売り渡しは時価に悪影響を及ぼさない方法によるべきこととしております。

第三は、繭価維持のための具体的な措置を定めたことであります。繭の価格が、生糸の最低価格に見合ひ価格、すなわち最低繭価以下に下がるやうなおそれのある場合におきましては、農林大臣の指定する農業協同組合連合会が、あらかじめ農林大臣の承認をうけて繭の出廻り調節による最低繭価維持のために自主的に保管をしたとき、保管に要する経費について、糸価

安定特別会計から補助金を交付することができるとしたものであります。このような措置によりまして、繭価は維持されるときとされるのであります。が、その保管した繭を一定期間中には最低繭価以上の価格で売り渡すことができない場合も考え得られますので、そのやうな場合には、さらに政府がその保管繭を買い入れることができることとしたしまして、繭価維持の万全を期したのであります。

第四は、政府保有繭の売渡、加工、生糸との交換の規定を設けたことであります。政府が買い上げた繭につきましては、その性質上、長期の保管には耐えられないのであります。また、それを一時に売り渡すことにより、繭の時価に悪影響を及ぼすことを避けねばなりませんので、生糸に加工して保有する方法、または生糸との交換を考へてゐる次第であります。

第五は、政府が生糸の買い入れ契約、繭の買い入れ契約、補助金の交付契約をする場合におきまして、その金額に限度を設けたことであります。これによつて、政府が契約することのできる額の総計は、糸価安定特別会計における取納済収入額と借入金金の限度の総計を超えてはならないこととしたしております。

以上申し上げましたやうな法律改正ができ、これによる措置が実施できまうれば、生糸の輸出確保と蚕糸業の経営安定のために多大の効果があると考へる次第であります。以上がこの法案提出の理由並びに内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されますよう願ひする次第であります。

○委員長（江田三郎君） 次に、開拓融資保証法の一部を改正する法律案を議題にいたします。本法律案については、去る十日及び十九日の委員会において提案理由の説明、法律案の内容及び参考資料等について農林当局から説明を聞き、二十四日の委員会において御質疑を願ったのでありますが、なお御質疑がありますればお願いいたします。

去案でこの前二、三回伺ひたしたのでありますが、もう一、二点お伺ひしておきたいと思います。この前に配付されました「開拓營農の概況」の資料でございますが、純粋入植者の現在戸数は、二十八年度末で十三万六千戸といふことになっておるのであります。が、二十六、七、八年度等はそれぞれ毎年度七千戸、八千戸入つてゐるようです。これは予算の戸数のようになってゐますが、別の資料で農林統計等におきまして、この間毎年ふえてゐる開拓者は一年に二千五、六百戸、八千戸くらい毎年入れるが、實際にふえてゐるのは二千五、六百戸に過ぎない、戦後開拓者總体で入れてゐる面積は、戸数は二十二万戸くらい、現在その半分くらいになつておるのですが、どういふ原因が主たる原因になつておるか、脱落者、そうして毎年五千戸程度現在でも脱落してゐるのかどうか、その原因等について何かお調べになつておることがありますか、お伺ひしたいと思ひます。

○説明員(立川宗保君) たいだいまおねのごさいました脱落、離農の問題であります、これは数字をずっと検討をいたしますと、昭和二十年から二十四年あたりまでの初期の開拓の時代に入りましたもの、そういう人たちの脱落の割合が非常に多うございまして、最近に入殖をいたしました人の離農の数字は非常に少くなっております。それで離農、脱落の原因であります、これはいろいろとございます。緊急開拓の初期におきましては、ともかくあのような経済状況でありましたので、工場がとまっております、町に働く場所がない、ともかく職災者あるいは復員軍人、引揚者というようなのは農地を開墾をすれば食えるというようなことで、どつと入殖をするという状態でもあり、また当方といたしまして、そういう人たちを入れて安住の地を与えるというようなことであったわけであります。従つてその入殖者の質も必ずしも優秀な人ばかりでなしに、ともかく一時だけいる場所を、食うべきものを求めたいというような人が相当ありました。そういう人がやはり漸次都市が復興して商売も始まる、工場も動くというふうなことになるまして、離農をするということが一つの原因でございします。それからもう一つ、軍用地その他のにおきましては、終戦によつて復員になりました軍人が、自分の演習場とか、飛行場とか、そういうところに居つきまして、そこを開墾をして農業をやるといふ状態があつたわけです。それがいわゆる追放の解除といふようなものを契機にいたしまして、もう一ぺんまた自分の仕事に立ち戻るといふような事態も起つております。それが

追放解除の時期に相当の離農が出ておられますが、それはそのような原因であります。それから第三といったしましては、当時の開拓は、とりあえずあの終戦の動乱のさなかに、ともかく食物を生産する人のまあ安住の地を与えるというようなことで緊急に始めましたたまたまに、計画も必ずしも精緻でなく、また指導も必ずしも整備しておりませんでした。そのために土地の条件が悪かったり、あるいは非常に多くのものが入殖をした、過剰入殖をいたしまして、農業経営の指導がまずかったというようなことと相待ちまして、この初期の開拓というものはかなりそういう点からも離農が出たわけであります。以上のようなことが主な理由でございまして、今申し上げましたような原因は最近はそのれぞれ解消しております。従つて当初に申し上げましたように、最近離農戸数が非常に少くなったというのはその反映であらうかと、かように存じております。

○漢口三郎君　ただいまの御説明で、最近に入るののはこれは漢考を嚴重にやつて、七、八千戸の人たちはそう離農してはしないが、従前に入つたような人が特に離農している、それは統計の上でも毎年四、五千戸が離農しているのでありますが、そういう人たちに營農開拓融資で貸付けられたようなのは、それはどういふ人に譲渡して入っているのですか、この保証に該当して代位弁済した例はないというのは、貸しているのは事実十三万戸くらいの人に貸している、そして毎年借りた人は五千戸くらい離農しているという、そうすると、貸した金はどういうふうになつて

いませうか、それを伺つてみたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) 御承知のよう、この制度は始めてから三年でありまして、管理部長の説明しましたような、終戦直後の何といひますか、本當の意味の農業に専心するという開拓者が相当程度脱落したあとにできておる制度でありまして、しかし先日申し上げましたように、開拓者の中には十分農業が確立していかないものもまだ相当あるのでございます。そこでこの制度ができましたも、資料をお配りいたしましたように、計算上から私はもつと農機資金として短期資金が必要で、保証をすべきだけれども、そこでで行つていないというような状態になっておるのであります。現在までのところは、要するに金を貸して返す見込み

があるものから優先的にこの恩典に浴しておるような状態でありまして、現在までは代位弁済等もやっていた状態でございます。しかしせんだったて申し上げましたように、そういう弱体の入植者にさらにこの制度の利点を均霑せしめる必要があるというので、開拓協同組合の振興等についてやっておりますのであります。さらに具体的な問題として、もしその中でもいろいろ問題とな原因で離脱するというような場合は、債権債務は今度はあとを引受けな人、開拓地を引受けた人に引継いでおくのが原則でございます。例外の場合も、そうでないものもぽつぽつ出ておりますので、債権債務をはっきりしなければならぬ、債権債務をはっきりしなければ離脱を認めないというふうに指導し、また現実にもそういうふうに行われているのであります。これは何とないですか、開拓者が相当苦勞をされて相

互に補助して行こうという意識が非常に旺盛でございますので、そういう悪いケースが起ってくる場合は非常に少いようになっています。

○千田正君　今の溝口委員のお尋ねに
関連してお尋ねいたしますが、最近駐
留軍の演習地あるいは日本側における
防衛隊の演習地等が、将来、かりに現在
の政府が言っているようなことである
とすれば、ある程度、防衛隊の演習場
やその他も拡大されるものとわれわれ
はみなぎやならない、そういう場合に
おいて、開拓地において離農しなければ
ならない立場、あるいは移転しなければ
ならない立場に立たされただろうと思
うのですが、そういう問題に対する
解決方法はどういふふうにやつてお
りますか、あるいはどういふ案が将来立
てられてあるのですか。

○政府委員(渡部伍良君) 演習地等の
 拡張等に伴つて立ちのかなければなら
 ないものは、最近までは普通の農家よ
 りも開拓者の場合が多いのでありま
 す。そういう場合は特にその転植、
 あるいは新しい開拓地への入植等につ
 いて特に慎重にめんどうをみて行つて
 おります。まあ一番いいのは、せつか
 終戦後粒々としてここまで持つて来
 たので、立ちのきでないように交渉し
 ておりますけれども、どうしても立ち
 のかなければならないという場合に
 は、今申し上げたようにしておりま
 す。なおついでに恐縮ですが、演習地
 の問題が出ましたので、先日清澤委員
 からお話がありました旧軍用地で開拓
 地になったもので、在日米軍用地あ
 るいは自衛隊の用地になっております
 面積をちよつと申し上げますと、在日
 米軍関係では二十一地区で千百三十四

町歩になっております。それから自衛隊関係では四十四地区で二千三百三十七町歩になっております。これは今申し上げましたように、旧日本軍の軍用地で開拓地になったもの、またその開拓者が追いつてくつて、米軍または自衛隊の用地にとられたものであります。

○千田正君 それでおそらくこういう人たちの立ちのきは、結局既耕地でない所へまた入植しなければならぬ立場にあるのでしようが、そういうのに對しての特別の勘案をされてあるんですか、実際の処置としては……相かわらず今までの新しい所へ入れるという程度なんでしょうか、それとすると、今まで三三年なり四年なりというものを苦勞してきた人たちが、結局水の泡になつて新しい所へ入つて行かなければならぬ、新しい所へ入るためには、現在まで行われておりますところの開拓地に入れるような方式をとつておるのか、それとも今まで働いておつた所の成果に對して何らかの補償をされて、そうしてさらに新しい開拓地へ新しい方法によつて入れておるのであるか。

○政府委員(渡部伍良君) これは何といひますか、國の都合でそういうことになりまして、たとへば干拓地でありまして、なるとか、なるべく条件のいい土地を選んでそこへ世話いたすようにしております。なお出て行くときには、当然補償金をとりまして、補償等についてもせんだつて補償基準をきめる際には、この開拓者の補償については、私どもとしてもそういう氣の毒な立場といたつてを考慮して特に努力いたしたつもりであります。

○千田正君 これは予算面で聞きますが、そうしますと、補償の分は防衛庁の予算になつて、そして入植の分として農林省の予算面に入るわけですか、農林省としては……。その區別はどうなんですか。

○政府委員(渡部伍良君) その通りであります。

○千田正君 そうしますと、農林省の予算面からいいますれば、従来と何らかの新しい新入植者と同じような予算のもとで入れて、そして過去のいわゆる勞力その他に對する補償というものは、これは防衛庁でやる、まあそんな差しかつけれないということなんですか。

○政府委員(渡部伍良君) そうであります。結局せつかく粒々としてこまに集めておるんですが、それが御破算になるんですから、その御破算は防衛庁なり調達庁のほうで出しております。入植者とはにかくまた新しくスタートするので、これは新しい入植者として取り扱ひ、こういうわけでありまして、

○千田正君 しかしつとこれを詳細に見ましても、現実においてはいい所が残つておらないのじゃないか、入植される土地としては……。

○政府委員(渡部伍良君) これは集團的に何十戸というよりな所は、なかなか見つかりません。しかし教戸ずつ、あるいは十数戸ずつというよりなところ、いい所を選んでやつておるわけでありまして、

○千田正君 そうすると、今後もおそらくそういう問題は起るであらうまいが、これは現地でしつちゅうするやうな問題が起るのですが、開拓者として

ては移動したくない、しかし國の要請はどうしても移動しろ、こういう問題ですね、しつちゅう現地においていろいろな問題が起るのですが、農林省の立場から考えた場合は、あなたの方としてはどこに一体重点を置いて考へられますか。自衛隊はやむを得ないという方に置くのか、それとも當々粒々辛苦して、國の増産對策のために寄与して来たこの開拓民に對して、どこに一体重点を置いて今まで農林省で処置され、將來またこういう問題がどんどん起きてきますが、そういう問題に對してどつちにあなたは重点を置いて考へておられますか。

○政府委員(渡部伍良君) もちろん第一には、そういう農業者、開拓者というが、一般の農業者に迷惑にならぬ地区の選定を主張しております。しかしどうしてもそういう地区ということになれば、極力被害といひますか、その迷惑をこうする戸数の少いような方法で交渉しておるのであります。しかしいずれも國、國民全体の問題でありますから、どうしてもある程度は立ちのきをしなければいかぬという場合には、そういう氣の毒な立場というものを考へて、農林省としてもできるだけ十分のことをしてやりたい、こういう考へております。

○千田正君 この問題は非常に將來農林行政の面からいつても重要な点でありますので、今後この融資保証法とはまた切り離して、政府の所信をあらためていただきたいと思います。

○委員(長江田三郎君) 今の千田君の問題は、今後は予算審議の問題が起りますから、そのときに一つ……。

○清澤俊英君 これの資料をちようだ

いしました、だいたい広大な面積が開放せられていましてありますが、これらの入植者が融資を受けていた場合、もちろん調達庁の補償対象として融資分くらゐは出るでしようが、その融資に對します補償料としては、大体今までの取り扱ひであつたのは、借りておりました金額だけであつたのか、それともその金額に何か、慰安的という言葉はちと無理であります、實際一つの計画を立てて進んでおりましたこの長い間の計画的な苦勞というものが全部御破算になるのでありますから、これをあらためてまた別なところでやるというやうなことを考慮しておるのである、融資額に對する償還等はどうか、

○説明員(和栗博君) 米軍なり、自衛隊の用地となつた場合の補償の問題でございますが、この補償のやり方は自らは調達庁なり、あるいは防衛庁がやるわけでございますが、それを實際やりますときには、過去の開拓地に對する融資額といふものが対象になるのではなしに、現在の調達なりをする場合のときにおける開拓地の、今までの苦勞してそこまで仕上げていったその現在の状況における開拓者のそれまでの投下した資本なり、勞力といふものが、そこに耕地なり、あるいは家屋などの形でできておるもので、それに對して補償が行われておるといふやうな今の補償体系になつております。

○清澤俊英君 私の聞いておりますのは、最初に債務として、一旦受けた融資の問題が残つておる場合に、その取り扱ひがどういふふうになつていくか、ただ金額だけをやつてそれでいいというやり方をやつていくのか、

それともその債務を返済する場合に、債務自身が持つ計画性を持った長い間の苦勞といふものを相当見て、それを計算して調達庁は出しているのかどうかといふことなんですか。

○説明員(和栗博君) 従ひまして、調達庁なり防衛庁が支出しております補償額の中には、今御質問のやうな長い間の苦勞の結果が、そういうやうな形で出ておるもので、それが補償の対象になつておる、それに対して補償額がきめられて払われておるといふ恰好になつております。

○清澤俊英君 これは農林省だけではちよつとめんどうだと思ひますから、あとで補償額の大体の基準を調達庁の方から別の機会でもいいからお伺ひたいと思ひます。それからやつて行きたいと思ひます。

○漢口三郎君 昨日お伺ひしたのですが、今度五千万円の基金を増額する。それは漸次面積もふえますし、普通の既耕地よりも開拓地におきましては營農費に余計なかりますから、できるだけ融通資金等については確保できるよきましても、これはつと継続してやつて行く必要があるもので、予算、財政上の理由といふやうなところから、將來大蔵省等、開拓者の戦後に入つたやうなものは、ある一定の年限、限度が来れば切り捨てるといふ心配がないかどうか、私はそういう事態が来るかも明確にして、従前に入植した人たちが毎年予算がとつてもらえるかどうかといふやうな不安のないやうにする必要があるやうに何か方法はないかと

何ったのでございすが、毎年面積がふえるに従つて予算を要求するような御意向のようでございますが、私はこの際一つ伺ひしておきたいのは、経済六カ年計画で、この六カ年間に農林省では開拓を約三十万町歩、開拓者も毎年機械開墾を入れて一万戸ずつ入植計画を六カ年計画で持つてゐるわけですか。そうすると、この算定の基礎からいつても、六カ年間に肥料の融通資金は四、五十億要するのじゃないか、機具もそれに比例して五、六十億、さうなことになるならば、あの六カ年計画に従つて何か開拓者の営農資金計画というものを立てておられるかどうか、少くともそういうものを省議でもきめて、それを元にして将来予算の融通の措置というふうなことで、もし行われるような準備をしておかれる必要があると私は思うのであります。その点何かお考えがあつたらお伺ひしたい。

○政府委員(渡部伍良君) 開拓者に対する短期資金の融通のためのこの制度が必要であるというところは疑問の余地がないことになっております。そして将来これを拡大しなければならぬといふことについても、たとえば今年の予算の折衝においても、この開拓者融資保証協会に対する出資金の増額については、これはもう当然のこととして、金額についてはこの計算の方法にいろいろ議論がありましたけれども、これについては議論がないのであります。この必要ないことは認められてゐるのであります。しかば将来年次計画をどういふふうにするかという問題であります。これはわれわれとしては、この入植者に全部均霑でき

るようにするというのが最大の目標であります。しかし、それには借りられるような各入植者の状態なり、入植者の組織する協同組合なり、そういうものがマツチしなければいけませんので、開拓者の受入れ状況、協同組合の進行状況等をできるだけ必要の最小限度まで持つて行くといふことに困難性を感じてゐるのであります。従つて現在まで農地局としていろいろな計画を持つておられますが、まだ六カ年計画にはつきり織り込むといふところまでのあれにはなつておりません。しかし、これはどうしてもさういふものにはしなければならぬといふつもりであります。そのためにもう一つ掘り下げた開拓者の状況といふものの調査をこの一年でやることにしておりますから、それをもつてもつと外にはつきり主張ができる計画にいたしたい、こゝういふ考えであります。

○溝口三郎君 私の希望を申し上げておきたいのでございますが、終戦後開拓はすでに十年になつてゐるのでございます。開拓地の実態等につきましても、これは非常に調査も困難なことでありまして、生産がどういふふうになつてゐるのか、また入植者の実態調査といふようなことも、これは明確にするには非常に困難だ、けれども、もう十年になりましたから、こゝろで一応開拓政策については、これはぜひ農林省でも一つ検討し直して、私が先ほど申し上げましたように、二十七、八年以前に入つてゐる人たちは、現在では十三万戸ぐらゐつたのが半分は落ちてゐる、先ほど局長のお話でも、終戦直後入つたような人はまだこれから一年に四、五千戸は脱落して行

くような説明のようでございますが、さういふのは私は整理するならばよりかしようがないのであつて、それは一面には営農等についての援助が割合に少いんじゃないか、これはできるだけ財政の補助等を出すことが必要だけれども、これもむずかしい点、さうして入植者は一年に入千戸とか、一万戸入れたい、結局その開拓の政策が薄く広く至るようなきらいがあるのじゃないか。私は二十二、三万戸入れて、半分が残つてゐるというふうなことで、半分の人たちに二倍の何か施設をしてやるというふうな考え方が従前とられればよかつたのですが、そこへ行かなかつたから、結局効果は半分になつてしまつた。さういふ実績があるから、これから先行きについても十分その点を考慮に入れて開拓政策を検討し直す必要があると同時に、資料等についても昨日お話をありましたように、できるだけ整備をして、それを元にして政策をお立てになるようにお願いいたしておきます。

○清澤俊英君 この前伺ひしてありましたのですが、ちよつと忘れまして、まだこれがけじめのついてないものは総数どれぐらゐなつておりますか。それと現在買収の済んだ中から、どうして傾斜度やその他の関係上、不適格地として認められるのが約一割といふお話でありましたが、そのふえたのはどのぐらゐになつておりますか。

○説明員(立川宗保君) 買収をいたしまして、それについて開拓不適格地であるといふ工合に認められておりますのは、現在総面積五万町歩、内地北海道を含めまして五万町歩でございます。

○清澤俊英君 総数どのぐらゐ残つていますか。

○説明員(立川宗保君) 五万町歩のうち一万四千町歩はこれは開拓不用地といふことで、農地法に従ひまして農林大臣が認定をいたしまして、今度は旧所有者に売り戻す処分をいたしてあります。それからあと一万七千町歩につきましては、現在現地の確認、これは一万七千町歩はおそらく不用地であらうといふことであります。それをよく実態について調べてみなければなりません。それを調査をいたし、それからこれも確認の手続中でございます。その手続が済みましたら、農林大臣がそのうちで不用地とはつきり確認されるものは確認して、旧所有者に売り戻すといふ処分をいたします。それからあと一万二千町歩ほどは、そのほか北海道地帯に高位泥炭地のものがありまして、これにつきましては現在の開拓技術上、事によれば、やり方によつては開発できるのじゃないか、さういふ技術的な問題がありますので、それは疑問符を打ちまして、果してこれは不用地になるかどうかといふ点について根本的な説明をいたしまして、それを待つて、それは不用地になるか、なお開拓できるかという決定をいたします。こゝういふつもりであります。

○清澤俊英君 そうしますと、不用地として絶対だめだといふのはどの程度です。

○説明員(立川宗保君) 確認をいたしておきますのは一万四千町歩でございます。

○清澤俊英君 このほか大体今買収地であつて、まだそのまゝになつておる総数はどのぐらゐありますか。

○説明員(立川宗保君) これは取得をいたしました未墾地につきまして開拓計画を立て、入植をさせ、つまり政府が予算上の確認をいたしまして、すでに着手をいたしました地区を取り除きますと、今後着手をせねばならぬものが十六万七千町歩ございます。

○清澤俊英君 十六万七千町歩の中にこの五万町歩は入つておりますか、これは別口ですか。

○説明員(立川宗保君) 今の五万町歩は十六万七千町歩の一部入つておりますが、大部分はすでにその着手をいたしました地区の中で非常に傾斜度が強いとか、さういふようなことで使えないといふことであります。十六万七千町歩には一部入つております。

○委員(江田三郎君) ちよつと今に開連してお尋ねしますが、適地とか、不適地とかいふような考え方ですが、私も今は今の開拓といふのはなかなかさううまく行つていないと思つて、こゝういふ融資といふようなことができまして、それで乗り切つて行けるものかどうか、このままでは非常に悲観的に考えなければならぬところが多いのじゃないかと思つて、そこで一体この開拓のやり方なんです、これは今までの開拓のやり方ではないのか、まあ一部には草を掘り起さない開墾、といふと極端でしようけれども、要するにもつと草を掘り起さない開墾といふものが考えられなければならぬといふことが言われておるわけなんです。ところがさつきの千田君に対する局長の答弁を聞いておりました、集団的な新しく入れる土地はあまりないといふような御答弁がありました、

そういう答弁からわれわれが印象を受けるのは、やはり今までのように田や畑を作るということが中心になって開拓政策をお考えになつてゐるんじゃないかと思ふのですが、その点はどうかということなんです。やはり田や畑という草を掘り起す開墾というところに重点をおいて考えて行かれるのか、あるいはそういうことでなしに、草地を積極的に草地として改良し、利用して行くという考え方であるのか、もしそういう考え方であると、今までの不適地というふうなものもまた適地というふうなことに認識を変えなければならぬという問題が出ると思うのですが、またそういうふうな開拓のやり方のいかんによつては、今後の開拓に対して要する資金の計画というものも非常に違つてくるわけですし、融資の問題にも関連するわけですが、その点は一体どういうふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(渡部伍良君) 先ほど説明不十分でございましたが、御指摘がございましたので追加いたします。お話の通り、特に内地においては東北の一部を除いては集団的に入り得る余地は割合少い、かつ今までの開拓地は米麦を主にした、これはどうしても国の要請から、せんだつてまでは主食重点主義で何もかもができておつたわけでありまして、その慣性といひますか、その慣習が残つており、それからまた特に先ほどのような特殊な事例では、できるだけ早く農業の確立をするというふうな所を選びますと、どうしても米麦中心の開拓地ということにならざるを得ぬのであります。従つて集団的に入る余地が少くなつておるとい

うことを申し上げたのであります。そのことはもうすでに米麦を中心とする開拓政策、入植政策が行き詰つておるといふことは率直に認めざるを得ないのであります。従つて新しい形態としては、酪農を相当広く織り込んだ計画にならざるを得ぬ。ところが現在までのところでは、地の利を得て乳製品が処置できるところでは非常に成功しております。これは昨年、一昨年の冷害等の例を見ましても、高冷地あるいは東北地方、北海道も同じであります。酪農の進んでおる開拓地では、冷害の影響を受けることが非常に少かつたのであります。それに刺激されてということも一つの大きな理由になつておりますが、どうしても入植の形態を変えなければならぬと、こういうことになつております。ところが残された土地について言えば、米麦はもうあんまり簡単に収量を上げることはできない。それならば草の収量を容易に上げられるかというところになりますと、これについてもまだ研究が不十分であります。要するに一定の面積から従来の草の収量の何倍まで取れるか、極端な例を言いますと、東北等の草地でも、ひどいところは百五十貫か二百貫くらいしか反当取れないというところと、ころが多いのであります。どうしてもその五倍あるいは六倍という草を上げなければ酪農としても非常にコストの高いものになつて製品が売れなくなると、こういうような関係があらまします。それをどういうふうな解決するかというところで頭を悩ましておるのであります。既農家に草の利用を勧める、そして既農家地帯あるいはすでに入植しておる地帯の草の利用等について

は、集約酪農地区にジャージーを入れたいというふうなことでやつておられますけれども、これとてまだ問題が相当残つておることを認めざるを得ないのであります。さらに一つの方法として、現在世界銀行の援助があります。いわゆる機械開墾によつて、早急に草地の改良をやつて酪農の形態を確立したらというので、現在その調査を進め、できれば最近決定する余剰農産物の見返りを元にパイロット・ファームを進めて行きたいと、こういうふうにも考えております。お話のように、とにかく米麦穀類中心の開拓から酪農中心の開拓の方に行かなければならぬというところは痛切に感じておられます。内地に残されておる開拓地については従来の方法をとらざるを得ないけれども、新しく残されておる集団的に入植可能な地域については、そういう形勢で大いに進めたいと、こういうふうにお考えでございます。

○委員(長江田三郎君) もう一ぺんちょっとお尋ねしておきますが、まあ今のわけからいいますと、内地に残されておる開拓地というものは、必ずしも今の行き方で行かなければならぬというところではない、やはり私は相当開拓のやり方というものについて転換が必要であると思ふのです。それでそういう高産を取り入れ、酪農へ持つて行くというふうなときに、草の生育の問題を開拓地へ行つて見ても非常に悪いといふのは、開拓地あたりでよく聞いてみると、炭カルが入ると、炭カルが入れば草はよく育つという考え方ですが、炭カルを入れるというだけでなしに、他の施肥改善、他の耕種改善と並んで初めて草が育つのだが、金もな

いから、結局炭カルだけで草ができるとは考えておられたいと思ひますけれども、そういうふうな形になつて一向軌道に乗らぬというふうな問題があるわけですし、そういう点は今後の融資の面についても、もつと本当に実行できるような融資の仕方を考えていただきたいと思ふのです。それからもう一つ開拓について、ついですがお尋ねしますが、開拓地というのは、これは御承知のように災害を受けることが非常に多い。ところが現在の共済制度の恩恵を受けない。一たん災害を受けるという、立ち上りが非常に困難だ。せっかく融資をしたところでも立ち上ることができないという問題が出てくるわけで、その問題については、昨年来当委員会におきまして、災害と関連して現在の共済制度へ開拓地をどうやって入れ込むのか、入れ込みないというならば、一体かゝるべき措置をどうするかという問題が大部分問題になりまして、何かかゝるべき措置を考へるということを前々から農林当局の方でも言つてこられたのですが、その問題については一体どういう解決方法を考へておられますか、それをお尋ねいたします。

○政府委員(渡部伍良君) 開拓地の災害補償に関する制度であります。これは特に一昨年の災害以来、どうして何らかの方法を考へなければいかぬというので、私の方ではまあ災害共助制度というものを、すなわち一部は入植者が積み立て、一部は国から金を出して基金を作つて、災害の場合にそれを助け合つと、こういうふうな案を考へておりました。三十年度の予算ではそれの実現を見ることができていないの

であります。これは非常に開拓地は資力が少いので、既農家の災害補償制度すらうまく行つていないのに、果してそういう金が集まるかどうか、もう少し工夫を要するのではないかと議論が相当出たのであります。ことに一般の既農家の災害補償制度が根本的な議論の対象になつておるような関係も手伝ひまして、まだ確立した制度を私の方でも持つことができておりません。これは引き続き、できるだけ早くどうしても実現しなければならぬ制度ではないかと考へております。ですが、なかなかいい知恵が思ひませんが、それからさらに開拓連なり、あるいはその他の有識者の意見を十分聞きたいと、かように考へております。

○委員(長江田三郎君) 今のいい知恵が出ないというところは、結局金が出ないということだろうと思ふのです。大体私は開拓行政というものは非常に残酷な行政だと思ふのでして、国がもつと試験研究してから、一定の安全度が出たから一つの新しい開拓地へ入れるというならばともかく、そうでなしに、まるで安全度も何も考へないで入れておいて、入植者の負担において試験研究をさせておるといふような非常に残酷な面がある。入植者の負担において試験をさせているような妙なことであります。そういう点については、もつと開拓については国としてもあたたかみのある考へ方をして、すみやかに共済制度を改正して、これを入れ込むなら入れ込む、そうでない別なものを作るなら別なものとして、何としてもこれを早いことやらぬと、いずれまた今年も開拓地の災害問題で非常

なむずかしい陳情を受けたたり、処理に困るような問題が出てくると思うのであります。これは一つお願いしておきます。

はかに御質問ございませんか……それでは御質問がございませんでした。本法律案に対する質疑は以上をもつて終り、次回の委員会の当初において討論採決を行うことにいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(江田三郎君) それではさうに取り計らいます。

○委員長(江田三郎君) 次に、農林漁業用石油類の輸入関税の件を議題にいたします。この件については、去る三月三十日の委員会において問題とし、この際河野農林大臣の答弁の次第もあつて、引き続き免税されるものと期待してまいりましたところ、今回内閣から提案されました関税率法等の一部を改正する法律案によりますれば、原油が二〇、B及びC重油が六・五〇課税されることになっておりますので、本日はかかる措置をとらうとする理由及びこれが農林水産業等に及ぼす影響等について御審議を願ひ、その取扱い方に関し御協議を願ひたいと存じます。まず政府当局の説明を求めます。

○説明員(崎谷武男君) 石油関税につ

いて御説明をいたしたいと思ひます。石油関税は御承知の通り、従来ずっと減免税を續けて参りましたが、それがこの月の六月で一応切れる形になっております。七月以降どうするかという問

題につきましては、前からいろいろ検討を加えておりましたが、結論をいたしまして、燃料政策、石油との関係から申しまして、燃料の合理的な使用のために石油と石油の調整をはかるという政策をとることになりました。その一環といたしまして石油の関税を一部復活する、こういうことに相なりまして、委員長からお話のように、原油につきまして二〇、B重油、C重油につきまして六・五〇という税率を持つたわけでございますが、今当委員会では御意見がございましたように、漁業用の油につきまして、これは大変問題がございまして、漁業用の油につきましては一切関税の負担がからない、こういう仕組みにいたしてあります。

と申しますのは、本来の原油、重油の税率は一〇〇でございまして、それを今回の関税率法の改正では、一応B重油、C重油につきましてのみ六・五〇ということにいたしました。これは重油のうちA重油は主として海上で使われるものでございまして、これについては初めから免税ということになっております。それからB重油、C重油の中でも海上で使われるものがございまして、この分につきましては、通産省が行政的に陸上部門に使われるものだけに免税負担がかかるようにしよう、こういうこととでございます。それから原油の二〇でございまして、これはB重油、C重油に免税がかります。キロリッター当り五百円くらいになりますので、これは当然輸入するものが値上りになりますので、原油を入れます、それから精製するB重油、C重油につきましても、当然輸入するB重油、C重油とバランスを

とるためには値上りということが考えられるわけでございまして。関税の負担の能力が出てくるわけでございまして、従ひまして、B重油、C重油が関税を負担するだけ原油についても負担させてよからう、その税率は二〇である、こういうことになっております。

この原油の二〇も先ほど申しましたように、海上用に使われる油には負担がからない、こういう仕組みになっております。簡単にございまして……

○千田正君 今の大蔵省の御説明の中に、これは関税のからない仕組みというものは、何かそこにはつきりした、単に仕組になつておるといふのでは

なくて、特殊事項が何か入れて関税をかけないというあれがあるのですか、確約とか、そういうものが……

○説明員(崎谷武男君) 重油のうちA重油につきましては、初めから税法で免税になつておりますから、これについては問題はございません。それからB重油、C重油につきましては、これは海上用、陸上用ということを問わないで、形の上で一応六・五〇の税率が全部にかかるとなつております。ただしそのあとの措置の問題でございまして、税法上は一応六・五〇の税率が全部にかかるとなつておりますが、そのうちの陸上用だけに負担させようという措置が次の措置として出て参るわけでありまして、これはむしろ通産省から御説明があると思ひますが、通産省の行政指導でやろう、こういうこととでございます。

ことになつておるのだが、行政指導に待つから、海上用の重油に対しては取らないのだ、これは大蔵省としてそういう方針で進まれるわけですね。

○説明員(崎谷武男君) ただいまの御意見の通りでございます。

○秋山俊一郎君 ただいま関税を賦課されたら、海上用の重油に対しては負担のからないように仕組んであるということでありまして、その行政指導はどういう方法でおやりになるか、通産省の御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(川上為治君) B重油につきましては、大休年間に二百五十万キロリッター程度の需要がございまして、そのうち海上が八十四万程度でございまして、それからC重油につきましては百八十万キロリッターぐらいの需要があるわけなんです。海上はそれのうち十三万キロリッターでありまして、まあ大体B重油というのが海上に相当使われておるわけでございまして、私どもの方として、今回の関税につきまして、海上関係は極力影響がないようにするために、現在A重油についてとつておりますような行政指導の措置をとりたいと考えております。それは要するに、B重油につきましては大体各漁港別なり、あるいは地区別の標準の価格を出しまして、その価格が十分行政指導によつて守られるようにしたいというふうに考えております。その価格の守られるようにするためには、各特約店に對しまして、今申し上げましたような価格で販売するように指示いたします。それから、もちろんその特約店の系統の元売業者に對しまして、各種の価格につきましては通知す

ると同時に、そういう価格になるような価格で元売業者の方で販売するようになつていくことも、これはまた指示をいたすわけでございまして、そういういたしました、また同時に数量につきましては、大体漁港別の数量を設けまして、大体この程度の数量で販売するようにいうことを指示するわけでございまして、そういういたしました、もしそういうような価格で販売されず、また各地において海上関係のものが非常に足りないというような場合におきましては、これは近いうちに法律が出ると思ひますが、この重油の消費規制に関する、名前につきましてはまだいろいろ研究しておりますが、その関係の法律を出すわけなんです。この法律によりまして、今申し上げましたような価格に對する時期とか、あるいはその出荷に對する時期とか、そういうようなことができるような規定を置かしまして、その運用によつてこれを確保したいというふうなことを考えておるわけなんです。また一面におきましては、そういう価格なり、数量がなかなか守られないというような場合におきましては、大体海上関係の特約店と、それから元売業者の系列というものはほとんど全国的によくわかつておりますので、その系列を通しまして、元売業者の外貨割当によつて調整をして行きたいというふうなことを考えておるわけでありまして、たとえばある漁港の地区におきまして、特約店の販売が価格におきまして、あるいはまた数量において適正でないというような場合におきましては、そういう場合はその上のほうの元売業者がこの問題に對しまして協力してないとい

底できるかどうか、こういうこと、もう一つは、全国のうちの漁港をおそろく集約的に考えられて、ある一定の何十カ所、大抵あなたの方のお調べになつておるのは八十三カ所か、二カ所だと思ひますが、もつといわゆる僻地の地におけるとこの油の販売等に對しては十分に徹底できるかどうか、この問題と、それからかりに、ただいまのB、C重油に對するところの関税のパーセンテージですね、これを海上にはかけない、しからば海上にかけない分をどこで負担するのかということになると、一般の需要に對しての負担に對すると思ひますが、それが大体われわれの勘定からみると、約八割負担しなければならぬ、海上にかけないかわり、ほかの業者が負担しなければならぬ。その負担した結果においてその他の物価に對する関連はどうなるのか、そういう問題から、さらにこの問題は実行不可能じゃないかという点も危懼されるのでありまして、その点の考慮はどうかというふうでしようか。

○政府委員(川上為治君) 先ほども申し上げましたように、今度まあボイラーなんかに対する重油の制限関係の法律が近いうちに出ることになっておるのですが、その法律の中で、先ほども申し上げました漁村関係等につきましては、販売価格の指示あるいはその出荷についての指示というような規定を置かして、そういう法律のバックを受けまして行政指導をやつて行くわけでございますが、まあそういう一面、また半面におきましては、外貨の方で調整をしようと申し上げましたが、大体その漁村の特約店というのはどこ

でこの何がしということはおわれわれの方でわかつておるわけでありまして、しかもその何がしはこの系統の業者であるか、すなわち出光興産なら出光興産の系統である、あるいは日本石油の系統であるということが全部一応わかつております。特約店は全国で大体七百軒ありますが、その七百軒のおののどの系統だということはおはつきりいたしております。それからまた特約店の下に小売店というのが相当ありますが、これまたこの系統だということは一応私どもの方ではわかつておるわけでございます。もしもこの地区で販売価格が守られないとか、あるいはその販売数量が非常にその業者に与えられた販売数量を売つてないとかいうような、そういう問題が起きましたときは苦情処理機関なり、そういうものを通しまして、あるいは直接なり、地方の通産局なり、あるいは県なり、そういうところと連絡がありまして、これがまた中央の方へ入つてきますので、私どもの方としましては、まず第一線においてその適当な処置ができない場合におきましては、中央の方で措置をするわけでございます。その系列というのがわかつておりますので、その元業者、すなわち石油の輸入業者に対して罰則的な措置を私どもの方としてはとりまして、それがはつきりした場合においては、外貨の削減をするというような措置を必ずとつて行きたいと考えております。

これは外貨の割当というものは非常にこれは問題でありまして、もし少しでも減らされると、業者としては非常にこれは問題にしておりますので、

これで私は一面において非常におどかさうというのとはどうかと思ひますが、外貨の割当で調整すれば、業界の方としてはどうしてもこれは聞かなければならぬというふうなことになるかと思ひのであります。これは今まで具体的な問題はまだ出ておりませんが、具体的な問題が出ましたら、必ず私の方ではそういう措置を講ずる考えでおります。それから漁港別の指示価格というのは、A重油につきましては、現在この四月から実施しておりますのは、そのまゝかやつておるわけではなくて、相当大きな漁港別にやつておるわけでございます。比較的にその数は少いのでありますが、それ以外に相当数の漁港があるわけなんですけれども、私どもの方としては、これは極力農林省とも連絡しまして、広くしたいというふうに考えております。現在A重油についてやつておりますものも、もつとこつとこれは広げて行きたいというふうに考えておりますし、またB重油につきましても同様な措置を今後とて行きたいというふうに考えております。

従ひまして、非常に広くやつて参りますれば、徹底もそれだけするのじゃないかというふうに考えております。それから第三の御質問でありましたB重油、C重油について、そういう漁村向けについては上げられないようにするが、あほかの産業でかぶることになつて、それが相当上がつて物価関係からいって相当問題じゃないかというお話なんです、まあ大体私の方としては、これは石炭との調整というのを相当重く考えておりますので、特にこのB重油の陸上のボイラー関係を、これをどうしても石炭の方へ転換

さして行きたいというふうな考えを持っております。今同出そうとする法律もそういう意味で出すのでありますので、このボイラー関係の方面については、ある程度私は上げておいて、これは差しつかえないというふうに考えております。むしろそれによつて転換が促進されて行くというふうに考えておるわけでございます。大体キロリッター当たり五百円か六百円程度が上がつて行くのじゃないか、あるいはもつと上がるかもしれないが、そういう程度ですが、その程度のものにつきましては、私は少くとも各産業について、これはそれほどの物価に影響するほどの問題ではないのじゃないかというふうに考えております。これはもちろん今日その各産業別の影響の数字を持つて参つておりませんが、私も物価庁におりまして、こういう計算は詳細やつた経験を持つておりますので、まあこの程度のものにつきましては、そう私は物価に影響はそれほどないのじゃないかというふうに考えております。ただ鉄鋼とか、そういう方面に對しましては、特にC重油については若干の影響があるのじゃないかと思ひますので、これは極力石油業者の方で吸収してもらいたというふうに考えております。この一般のボイラーにつきましては、先ほども申し上げましたように、ある程度上げておきますが、これはそれほど物価に影響しないというふうに考えております。

○千田正君 今のお答えの中に、大体最近のうちに法律を作つて、何か規定を設けるといふお話のようでありますが、それに対しては、もしあなたの方から考へておるような行政措置が守られな

かつた場合においては、何か罰則でも設けてそれを取り締まる、そういうような面もちゃんと含んだ法律を出す予定になつておるというわけですか、どういふふうなですか。

○政府委員(川上為治君) 現在今研究しております段階におきましては、価格についての指示あるいはその出荷についての指示ということになつておりました。これに對する特別な罰則規定は設けておりません。しかしながら、先ほども申し上げましたような罰則よりも、むしろ外貨で縛るということが一番痛いのではありますので、私の方としては外貨で縛つて行くというふうにしては外貨というふうに考えております。

○千田正君 私の方から考へ方があるいは当らないかも知れないけれども、むしろそれよりも、こういうふうに一応の関税をきめたとするならば、この海上の需要に對しては戻し税というふうなものによつて、むしろそれをカムバックさせたほうが、かえつて処理機関などという機関を設けて複雑な手続をするよりもはつきりしていいじゃないですか、そういう方面は考へておられますか、どうですか。

○政府委員(川上為治君) 実はこれは大蔵省の方から説明があると思ひますが、戻し税制度ということでは、これはまあ非常にいいことではないかと思つてわれわれもいろいろ検討をいたしておりますが、非常にこれは複雑でありますし、人ももつとふやさんくちやならぬし、それから純然たる切符制というふうなこともなおりますので、現在の段階におきまして、そこまで行くことがどうかというふうな議論もありまし

て、戻し税制度はこの際やめて、さつき申し上げましたような行政指導でやるということにいたしましたわけでありま

す。

○千田正君 私はこの問題は末端まで徹底するというようなはつきりしたことをやらぬという、局長は一面において相当これは責任をもつておやりになることでしょうか、徹底するかどうかというふうにも私もお考へておりますが、実際にいってなかなか容易じゃないと私は思うのです。それで罰則もなければ確約もないということでは、私は将来必ず紛糾が起きてくる。それで果して外貨の割当等において調整ができるという御自信があるようであり

ますけれども、私はむしろ相当紛糾が避けられないじゃないだろうか。そこで外貨割当等に対しても中止するといふふうな、あるいは外貨の割当を一時中止するとか、あるいは減額して割り当てるというふうな程度でやるのであつたならば不徹底だと思ひますが、その点はどれだけの一体調整するお考へを持っておられますか。

○政府委員(川上為治君) 私の方としては、もしそういうふうな事態が起きましたならば、これは相当強く外貨の規制をして行きたい。協力するものに對しましては外貨をふやし、協力しないものに對しては相当厳罰的な措置を講じたいというふうに考へております。外貨というものはやはりその国内の需要を十分満たし、国内で要求する方面に配給するため、やはり外貨をその業者に對してつづけるのですから、それを守らないものに對しましては、私の方としては相当強く、先ほどお話がありました、あるいは思

い切つてやめさせてしまふというふうな措置も講じたいというふうに考へております。

○清澤俊英君 私は石油に對してはあまり、あまりどころじゃない、ほとんど知識がないのですが、農業機械に使用する石油類で該當するものが入つておるのですか。

○政府委員(川上為治君) 農機具関係のものにつきましては、大体灯油とか、軽油とか、そういう油を使つておりますので、それは別に石炭との競合とか、そういう問題はほとんどありません。で、しかも私どもの方としては、重油につきましては、年間五百二十万キロリッターという制限がありますけれども、灯油につきましては、一応外貨としては年間計画をきめてやつておりますけれども、もし足りない、そしてまた値段が上がるというふうな事態になりますれば、すぐこれは外貨をふやして輸入するといふような考へを持っております。灯油につきましては御心配がないようにしたいと考へておりますから、この問題とは別に考へておるわけでございます。

○清澤俊英君 関連で、いまいちお伺ひしたいと思ひます。外貨で品物を入れてきた場合に關稅との關係がない、關稅の引き上げに關係はないとおつしやるのですか。

○政府委員(川上為治君) 今回の關稅の措置につきましては、重油のうちでB、C重油だけでありまして、軽油とか、灯油とか、そういうものは關稅は課さないことになっておりますから、關係はないというふうに申し上げますのであります。

○委員長(江田三郎君) ちょっと。農

林省の經濟課長が見えておられるのですが、これは今の用排水關係等は相當重油を使われておるのではないかと思ふのですが、農林省の方ではこの問題をどういうふうにお考へですか。

○説明員(大和田啓氣君) 水産を除きまして、農業用といたしますと、重油の年間使用量は約四万トンくらいです。大部分は製茶と温室その他で、灌漑排水關係は、数量といたしましては大したことはございません。それで關稅問題については、當然陸上で使用するわけでございますので、關稅の影響はあつたに死活問題ではございません。で、今度は關稅に對する措置といたしましては、水産一本にしまして、重油關係では特別な措置はやつておりません。ただ需要といたしましては、水産と合せて、農林水産用の石油類の確保要領といふもので、これは通産省と私の方で相談をしてやられておるわけでありまして、農林省に、また油の種類別に、また府県別に流してありますので、大きな問題は、また大きな問題と申し上げませんが、數量的に問題は起つておらないと考へております。

○千田正君 そこで水産庁長官に何つておきますが、これはまあ通産省から言へば、今の問題はいろいろな苦情ができた、末端においては苦情処理機關で、それがもし、なおそれで決定ができなかつた場合においては、外貨割当等において、元売りにおいてこれを調整する、この程度で果してこの問題が解決できるかどうか、私は非常に立ておるのですが、農林省としては、た

だ話し合ひ程度でこの問題はこれでできると思つておられますか、どうですか。

○政府委員(前谷重夫君) 今般の措置につきましては、われわれといたしましては、通産當局を信頼いたしておるわけでありまして、ただ先ほど千田委員からお話しがございましたように、この従来の基地の敷が、あのような基地の敷では困る、相當敷私に基地をふやしまして、そうしてできる限り漁業基地につきましては、價格を設けるようにしたいといふことで、大体われわれは今検討しておりますが、二百近くのものが必要ではないかと考へております。これは通産當局とも話し合ひまして、できるだけ基地に價格を設けるようにしたいといふことになつております。もう一つの点は、この監視機構といたしまして、やはり消費者でございまして油糧組合等も入つております。同時に府県當局も入つてもらいたいといふことで、従来の苦情処理機關をさらに強化いたしまして、府県にこれに對する監視機構を設けて徹底をしたい、かように考へております。

○千田正君 水産庁からお考へがございましたが、鉾山局長としては今の水産庁側からの要請は十分確約できるわけでありませんか。

○政府委員(川上為治君) 私どもの方としては、從來とも農林省とはよく連絡をとつてやつておりますが、この問題につきましては、十分農林省に對しまして協力したいといふふうに考へております。

○委員長(江田三郎君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(江田三郎君) 速記を始め

て。ただいまの問題につきましては、先ほど來質疑應答を通じて、通産當局なり農林當局からお考へがございましたことが確實に実行できますように、さらに両省の事務當局間で具體的な措置をおとり願つて、適當な機会にこの委員会へ報告をお願いいたすといふことで、一応審議をこの程度にしてよろしくございませう。

○秋山俊一郎君 もちろん懸念はないはずですが、今さつき千田委員から言われたように、これは政府と委員会との約束だとわれわれは承知していつております。従ひまして、もしこしはらく経過してその事實が守られていないといふようなことによつて、政府はどういう処置を講じたか、場合によつては外貨割当の実態をわれわれはお聞きするやうな事態があるかもしれない、そういうことにおいて私も承知いたします。

○委員長(江田三郎君) それじゃさうにいたします。なお、午後は農林大臣の出席を求めまして、減収加算の問題についての説明を聞くことにいたしますが、農林大臣は衆議院の委員会の關係がありまして、その間をちよつとこちらへ出席を願うわけでありまして、正確に正午二時に始めたいと思ひます。正確に午後二時に農林大臣にこちらへ出席を願うことにいたしますから、しばらく休憩いたしまして午後二時に再開いたします。

午後二時四十分閉會

○委員長(江田三郎君) ただいまから委員会を開きます。

この際かねて当委員会において問題となり、政府に申し入れをいたしました。昭和二十九年産米の減取加算につきまして、かねて当委員会の御要望もありましたし、政府におきましては、これにつきまして今まで大蔵、農林両当局間におきましていろいろ協議いたして参つたのであります。これを先般内閣として正式に閣議決定をいたしましたので、これにつきまして御報告を申し上げます。なお御質疑がありましたらば御説明を申し上げたいと思つたのでございます。

○國務大臣(河野一郎君) ただいま委員長からお話がありました通りに、昭和二十九年産米の減取加算につきまして、かねて当委員会の御要望もありましたし、政府におきましては、これにつきまして今まで大蔵、農林両当局間におきましていろいろ協議いたして参つたのであります。これを先般内閣として正式に閣議決定をいたしましたので、これにつきまして御報告を申し上げます。なお御質疑がありましたらば御説明を申し上げたいと思つたのでございます。

一、昭和二十九年産米についての減取加算額を玄米一石当り百四十円とする。

二、この減取加算額は、昭和三十一年度食糧管理特別会計予算成立後に、同特別会計から支払う。

三、これがため食糧管理特別会計において必要となる財源については、同特別会計予算の実行上その枠内におけるさしぐりにより調達するよう措置し、一般会計からの繰り入れは行わない。

このように決定をいたしました次第でございます。なおお尋ねによつてお答え申し上げます。その点を御報告申し上げます。

○委員長(江田三郎君) 御質問でございます。

○森八三君 ただいま大臣から御報告、御説明がありましたように、当委員会の総意をもつて、かねがね要請いたしておりました本件が解決いたしましたことは、まことにけっこうであります。格別御苦勞になりました大臣に厚く感謝をいたすのであります。そこでお願いしたいのは、大抵新聞報道その他によつて承知いたしました。百四十円という金額がどういふ基礎計算で算出をされたかという点が一つ。それから第二点は、等級等何らの関係なしに、供出米一石について一等米でも五等米でも同様に百四十円ということに措置されると思つたが、三等標準で九千二百二十円という昭和二十九年基本米価がきまつておられるので、そういうことに何か関連があるのかないのか、その点を第二点として伺ひたいと思つたのであります。

それから三十年度予算はまだ成立をいたしておりませんので、そこで三十年度予算が成立した後にその会計から処理をするということが当然と思つたが、その場合に、現在提案されておられる食糧管理特別会計の三十年度予算は、減取加算ということについて話がまだまとまりません前に編成をせられたものであるということでありますので、この中で処理するということになります。将来食糧の買入費に非常に困難を生じまして、ことに本年は麦が相当増産であるというような情勢でもありますので、生産農民の希望によつて無制限に麦を買入れるという過去の取扱いが、昭和三十年年度の麦

についても当然踏襲されて行われて行くと思つたのであります。そういういたしますと、本年の麦買入数量なんかはかならずしも上回つて行くのではないかと、そういうふうに予測されるのでございます。そういういたしますと、申し上げましたように、三十年度の減取加算に必要な、予算編成当時予測されておらなかった支出が行われるといたしますと、食糧特別会計に非常な困難を生ずるということになるように思われるのであります。そういうような点については、一体どうお考えになるのか、どう処理されるのか。それが三十年産米あるいは三十年産の麦の、あるいはその他穀類、菜種などの買入れにまでしわ寄せになつて悪影響があるという点になります。またこれは重大な問題が起るという心配が持たれるわけでありますので、その辺の事情をまず伺ひたいと思つたのであります。

○國務大臣(河野一郎君) お答えいたします。第一点につきましては、昭和二十八年産米の減取加算方式と同様にいたすわけでございますが、これは事務当局から算出の仕方につきましては御説明申し上げます。

第二点につきましては、お示しになりました通りに、三十年度予算編成の当時には両省の間に意見の一致を見ておりませんでした。未解決の事項でありましたから、これは予算に計上いたしてございせん。従つて今第三点でお示しになりましたような結果を考慮せられると思つたのでございますが、これは食糧会計の特別性にかんがみまして、たとえば麦の非常な増産になつて、非常に買入数量が多くなつてくる

というような場合を考慮いたしまして、たとえばここに今御報告申し上げました約三十二億九千万円のものがある。ちよつと言ひ落しました。三十二億九千万円を支払います場合には、等級によるところのものは、一等であるが五等であるが、これはお示しの通りに別にこれを差額をつけませんで、全部石当り百四十円ということに平均して加算して行くということにいたしました点をつけ加えておきます。

前の話に戻りまして、たとえば麦が大増産になる、非常に買入数量が多くなるといふような、現実にそういう結果を生み出した場合には、それを配意いたしまして三百億の予備費がつてあるわけでありまして、なお三百億の予備費をもつててもなお足りないという事態が起るということになります。補正予算を組まなければならぬ必要が起つてくるということ、過去の例通りに処理して参るといふことで御了承いただきたいと思つたのであります。従つて、閣議の決定方針をいたしまして、これを三十二億何角かものものをこの際支出することによつて、米価の決定、麦価の決定等、全然しわ寄せをするというふうな関係を持たせない、並びにまた買入数量等によつて、これがために制約を受けるようなことは絶対にしないということとは基本的に決定いたしておりますから、その点は御了承いただきたいと思つたのであります。

○説明員(新沢重君) 百四十円の算出基礎につきまして申し上げます。先ほど大臣から御報告がありました通り、算出方式そのものは、二十八年の減取加算を出したときに適用した方式をそのまま適用いたしておるわけでありまして、その基礎となつております数字は、基本米価を八千二百二十円といたしておきまして、そして作況指数は九二・二、それからこれに加味されまして基準反収の標準誤差率を四・九、それからいよいよ分散度調整係数を一・五といたしまして算出いたしました。この総額が八千二百六十円、すなわち減取加算込みの基本米価が八千二百六十円と算出されるわけでありまして、従ひまして、基本米価を控除いたしました減取加算分が百四十円ということになるわけでございます。

○委員長(江田三郎君) ほかに御質問ございませんか。……私ちよつと聞きやうとしておつて、先ほどのお答えがよくわからなかつたのですが、三の食糧管理特別会計において必要となる財源については、特別会計予算の実行上その枠内における差し繰りより調達するやうというの、これはどういふことなんでしょうか。何か新聞で見ましたという、これは新聞がどういふ聞き方をしたのか知りませんが、食糧会計で赤字を出さないやうな処置をするんだというように大臣が説明されたように新聞は書いておりましたが、その点は一体どういふことになるのですか。

○國務大臣(河野一郎君) お答えいたします。赤字を出さないやうにと、ことさらにおとりたいたしませんで、食糧会計の運用の最善を期しまして、御承知の通り食糧会計でございますから、将来にわたつてたゞいま御質問にもあります通り、麦の買入数量、米の買入数量、ないしこれらの価格の決定、これには全然あれをいたしませんけれども、買入数量につきまして

りまして。その基礎となつております数字は、基本米価を八千二百二十円といたしておきまして、そして作況指数は九二・二、それからこれに加味されまして基準反収の標準誤差率を四・九、それからいよいよ分散度調整係数を一・五といたしまして算出いたしました。この総額が八千二百六十円、すなわち減取加算込みの基本米価が八千二百六十円と算出されるわけでありまして、従ひまして、基本米価を控除いたしました減取加算分が百四十円ということになるわけでございます。

は、これは全く未決定でございます。ないしはまたここで考慮されますことは、外麦、外米の買入れ、もしくはこれが経理上の諸点につきまして最善の努力をいたしまして、なるべく合理化をはかってやうにしようとする、こういうことでございまして、それによつて絶対に三十二億何がしかのものが出来るというのを裏づけて言つておるのではないのでありまして、そういうふうにして、これについてやつて行けば、大体これだけのものは、今の組んであるものの中で、現在いろいろ未確定のものもございまして、運用によつて、そういう負担をもつて運用して参るということでございます。

○委員長(江田三郎君) 重ねてお尋ねしますが、運用において絶対に三十二億九千万円埋めるというのではないが、そういうものを目ざしてやつて行くのだということになると、具体的にどういふ面をお考えになつてゐるのですか。いろいろ買入費の問題もありますし、あるいは完払代の問題もありますし、また管理費の問題もありますし、いろいろありますが、どういふ点で三十二億九千万円というものを埋めて行こうという事なんでしょうか。

○国務大臣(河野一郎君) 具体的に申し上げられますことは、米の買入価格、これは内地米でございます。内地米の買入価格はこれによつて影響を受けません。買入数量については未定でございます。しかしこれを、影響を受けて買入数量をことさらに少くするということも、これも考えておりません。しかし外米、外麦等の操作は、これは最善を尽くすことによつて、将来の見込みでございますけれども、

これらの管理に最善を尽くすことによつて、なるべくこれが補填をして行くようにして参りたいという事は考えられることでございます。それから内地米、内地麦につきましても、これが払下価格につきましては、これを変更するということとは全然考えておりません。しかしこれが金利、倉庫料もしくは輸送費等につきましては、これも今さしあつてこれを幾らという事を確定的に申し上げる段階になつておりませんけれども、これらの管理におきましては、最大の努力を払つて善処して参りたい、こういうことを考えておるわけでございます。

○委員長(江田三郎君) そうしますと、主として外麦、外米等の輸入単価なり、それから輸送費、これは内地米、外地米を通じての輸送費その他で三十二億九千万円を目標にした節約のための努力をせられるということでございますが、これは今度の減収加算の問題がかりになつたとしても、そういうような努力の余地がまだあるものとしての予算の編成をなさつておつたわけですか。

○国務大臣(河野一郎君) 予算でございますので、決してことさらに幅を持たして予算を組んだということではございませんけれども、またこれがその中に三十億が五十億くらいの幅があるじゃないかというようなことではないのでございまして、そういうふうな点について最善の努力をいたしまして、その結果未確定の分が非常に多いのでございまして、これが運用を期して、こういう今閣議決定いたしましたように、一般会計から繰り入れをしなくても一応やれるようにして参り

たい、こういうことをきめておるのであります。

○委員長(江田三郎君) この三十二億九千万円というものがいろいろの努力を払つても、これが解消し得ないという事になりますと、その部分が内地米の買入価格、あるいはまあ数量は未定にいたしましたも買入価格なり、あるいは配給価格等に影響しないのだという事でございまして、しかし、その片方におきまして、一般会計からの繰り入れが行われないということになりますと、具体的にどうなりますか、もし努力をしても三十二億九千万円というものが埋めることができなかった場合には、一般会計からは繰り入れは行われない、内地米の買入れなり、配給の価格には影響を及ぼさぬという事になると、かりに努力をして残つた赤字についてはどういふことになりますか。

○国務大臣(河野一郎君) これは御承知の通り、私の説明が悪いかもしれませんが、食糧会計は支出は支出、収入は収入と、どんな累積して行くわけだと思ふのであります。従つて一番最終の段階に今の予算に比べてプラスになるものもありまして、今の予算から想定したものよりもマイナスになるものもあると思ふのであります。そういうものを累積いたしました、最終の段階に、ただしお断わり申し上げておきますが、先ほど来申し上げましたように、そういうことを考慮するから米の買入値段、払下値段の変更のしわを寄せるというようなことはならん考えでございまして、ほかのもので、今お示しになりましたようなものもプラス

になるものもありますし、マイナスになるものもあります。それを最終の段階においてマイナスにならないように、赤字の出ないようにならざるを得ないことを目標としてやつて参ります。最終段階において赤字になりますれば、これは毎年同じことではございませぬけれども、たとえば昭和二十九年におきましては三十三億の赤字が出ておりました。これは一般会計から今度インベントリーをくずすことになつておりますが、そういうふうにして、ずして行くということは、これはやむを得んじやなからうか、しかしわれわれ事務を担当するものといつたしまして、そういうことを目標といたしまして、最善の努力をしてやつて行けば行けるという事で、こういう決定をいたしましたわけでありまして。

○委員長(江田三郎君) そこでこの一般会計からの繰り入れは行わないといふことは農林省当局の目標であつて、結果においてはあらゆる努力にもかかわらず、そういうような三十二億円が埋めることができないということになれば、時間的にはいつかということとは別問題といたしまして、一般会計からの繰り入れが行われることもあり得るわけですね。あくまでそれは目標とすることなんですか。

○国務大臣(河野一郎君) これは今申し上げましたように、最終段階において、たとへば五十億の赤字が出た。そのときに三十二億分はこれは繰り入れをのけておいて、あとの十八億だけは一般会計から繰り入れるというやうなことはならなからうと私は思うの

であります。ただこの三十二億の、このものは絶対繰り入れられない、これは従来の慣行から申しまして、減収加算をたとへば二十八年度の産米についての減収加算は二十九年度の食糧特別会計には考へてなかつたのであります。なかつたものが出て……違ひました。最初二十八年度については五百円払いました。あとの差額は払つております。たとへばバック・ペイの問題につきましても予算に組まなかつたものを組んでありますとかいふやうな慣行がありますので、その慣行に従つて結論が出るといふことは、これはやむを得ぬということに思ひますが、今私といたしましては、この三十二億九千万円は今後に見通しをいたしまして、努力してこれを出さないようにやつて行きたいというやうなことでいたしておるわけでございます。今お説のように、来年度の予算編成の際、もしくは次の予算においてそういう赤字が出ておつたものは絶対埋めないといふことになると、私にはそういうことをおつしやいますと、私はそういうことじやなからうと思ふのでございまして。

○委員長(江田三郎君) なお、なかなか今の食糧のやりくりといふものは相当切つめてやつておられますので、まあ輸入価格等が非常な変更を、条件が變つて来れば別ですが、必ずしも最近の国外の米の相場にいたしたところ、その急激に下つていふやうな条件もないやうに私も見ておりますので、そういう点、今後食糧庁の事務局によく聞きただして行きたいと考へますが、要するに食糧会計全体に何ほかの赤字が出る場合もあるし、照

字が出る場合もある。赤字が出た場合においてもこの減収加算に基く赤字だけを切り離して、これだけは埋めないんだというふうなことはないというお断わりでございませうからして、従ってそこから言えますことは、一般会計からの繰り入れは行わないということ、これは農林当局の今後の努力の目標を示したものであって、それが絶対的な条件ではないという解釈はして差しつかえないわけですか。

○国務大臣(河野一郎君) 大体私の考えをいたしましては、そういうふうになるように努力する、言葉が足りませんけれども、今、委員長のお説の通り努力をして、その結果が赤字が出た。しかしここで繰り入れはしないと書いてあるから、大蔵当局がその際には繰り入れはしないだろう、それはよほど困る事態が起りやせぬかという御懸念は、私といたしましては、これが累積の結果がそういう事態になりますれば、ならぬように努力はいたしますが、なればそのときの処理は従来の慣行通りによつてやるよりほかに仕方がない、こう考えております。

○委員長(江田三郎君) くだいようですが、もう一点だけお尋ねしますが、その点はまだ今のお話だけ聞いておりますという、大蔵当局なり、あるいは大蔵当局というよりも、政府としての繰り入れを行わないというお考えのようですが、政府としての確定的に絶対動かすべからざる条件が出てくるのじゃなしに、今後慣例によつてやつて行けるだろうということですが、その慣例によつてやつて行けるだろうということは農林大臣だけのお考えなんですか、その点は大蔵当局も、あるいは

閣議においても了解してのこととございますか。

○国務大臣(河野一郎君) 閣議におきましては、今出ております三十二億九千万円の減収加算、差し当り予算に考慮されておられません分につきましては、今後の努力によつて、これは赤字が出ないよう農林大臣は処理して参ることができるといふことの前提のもとに決定をいたしておりますから、今お示しのように、それが赤字が出た場合にはということ、まだ相談はいたしておりますから、赤字が出た場合にはということ、仮定の問題について相談をするならば別の機会に相談をいたしますけれども、またそれについてそのいう前提の考えとして私は今お答え申し上げたのでありまして、従つてこれはそういう場合を想定して閣議では相談をいたしております。

○東隆君 私先ほどからのお話で不安な点があるのですが、私はこの場合に三十二億九千万円ですか、この金を解消するために行われる措置として、内地米の買入価格と、それから配給する消費者価格との差額、それから輸入する外米の価格との差額、ここで操作をするよりほかに方法がない。そうすると、結局どういふことになるかという、できるだけ内地米の買入数量というものを減らすお考えがあるわけですが、目標としてですね。そうして輸入の数量をふやすことが結局解消する一番いい方法じゃないかと思う。そうすると、今現在の場合において生産者価格はまだきまつておりません。それから数量は決定しております。それらして海外から買入ものもこれは安くはなつておりますけれども、これもき

まつておられない。これだけのエクセスをみんな農林大臣に渡してあるわけですから。そうしてやるのですから、これにかような数字を代入しても、これは解決がつく方法なんです、そこで非常に私は不安を感じる。それは買入の数量の目標をこの際につきり示す必要があると思ひます。それから価格ももちろん決定する必要がある。そうして努力によつて操作をする、こういうことをやらなければ、これはなかなかどうも、この算術はこの方程式の変数に代入する数字は、これはみな何ほでも変えられるのですから非常に不安です。この問題どういふふうにお考えですか。

○国務大臣(河野一郎君) 私は今御不安を持つていらつしやる点につきましては、明確にお答えをしておいた方がよろしいと思ひます。御指摘のように、さらに加えて申し上げますれば、先ほど来お答えいたしましたように、米麦の買入価格につきましては、これによつて何ら考慮を加へません。すなわちこれもお尋ねがあると思ひますから、あらかじめお答えいたしますが、麦の買入価格はもう早急にきめなければなりません。これは近々に前年度と条件があまり違ひませんから、大体前年度と条件を違へない程度できまることが思ひます。これは政治的考慮は一切加へません。この点もここではつきりいたしておきます。また加へるべきものでもございませう。

第二の点の麦の買入数量を、先ほど御質問がありますように、これも希望があれば、希望に応じて希望だけのものを買入のが当然でございませう。これもその通りいたします。それから内地

産米につきましては、これも前お答え申し上げたいと思ひますけれども、この数字をしわ寄せするような意図のもとに内地産米の価格をきめるといふことは絶対にこれもいたしません。これはつきりいたしておきます。従つて買入数量を云々ということもございませうが、これは御承知の通り、私が自分の意図でこれをきめるといふことをすべきものではないのでございまして、これは一にかかつて豊凶の結果がそこいらまわってくるものだと思うのであります。われわれといたしましては、最善を尽して内地の米の売り渡しを、法律の建前から言ひましても政府以外には売つていけないということになつてい

る。それはそのままで行くのでございませうから、従つて農民側から売つて参ります米は全部買入というところは当然のこととございませう。なおこれについては決して無理をして、強権を發動して云々というふうなことは手頭考へておりませんけれども、今回の制度によりまして、農業者諸君の非常な御協力をいただきまして最善を尽して集荷をして参りたい、こう考えておりますから、その点のお答えも一つ御了承いただきたい。外米外麦の輸入は今の結果に伴ひましてきまることとございまして、この数字を私が自分で意図して、これを多くしたり、少くしたりすることはしない。ただ、今御指摘のこの三つのエクセスではございません、もう一つエクセスが加わることを一つ御了解願ひたいのであります。それはすなわち管理の上におきまして努力をいたすことによつて、ある程度のものは出るのじゃなからうか、これは全く見

込みでございませうが、それもエクセスのうちにお加へいたしたいと、こう思ひます。

○東隆君 エクセスは私は三つだけだとして、今お話になつた点もですが、しかし、それ以外に国内の供出の量をふやすためには条件があるわけですが、価格の問題、それから免税の問題、そういうふうな問題がたゞさんあるわけですから。それから伝えられるところによりますと、報奨物資、こんなものがたゞさんくつてくるわけですから。しかし問題は何かというと、その供出の数量を、国内の買入上げの数量を減すことが赤字を解消することになるので、そこで問題があるのです。たゞさん国内のものを買入上げれば買入上げるほど、これは需給関係からいって、国内の需給関係から行けばいいのですが、自給体制を確立するためには国内のものの買入上げが少くなればなるほど外国から入れんけりやならぬ、こういう問題になつてくるので、政府がもし赤字を解消しようとするれば国内のものをたゞさん買入ないという意図が出てくるわけですから。そこでいろいろな免税のやつを少しやろ、それから放出資材もこれも出さないようにしよう。そういう問題がこれは附帯してくるわけですね。そこで今お話になつたけれども、これはだいたい考えなければならぬ点がある。非常に私はまだ不安は解消しないのです。この点がつきりするために、私はやはり国内で買入上げられる数量というものをつきり目標を掲げ、その数量をちゃんときめなきゃならぬと思う。それから価格はも

ちろん何でもありますが、それから減免その他の問題、免税ですね。そういうふうな

問題も、それから条件、そういうようなものをほつきりお示しになって、早期にお示しになってお示ししてやつて行かなければ、これはどういふことにならぬかという、操作のために買上数量を減されてどんだん入れた場合には、これはたまたまのものじゃないのですから、これはもう少しはつきりお答えを願いたい。

○國務大臣(河野一郎君) 買上予定数量は従来と違ひまして、ことしは予約目標数量として、これは二千三百五十万石を三十年産米について予定いたしております。これを詳細に申し上げますと、二千三百五十万石、そのうちに、昭和三十年産米をこの会計年度におきましては二千二百八十万石買上。あとの残部は翌会計年度で買上。これは従来の慣行が四月以降の分は翌年度で買上することになっておりますから、つまりただいまは二十九年の産米を今買上っておりますということになって……、おわかりになりますか。

○東隆君 プラスしてどのくらいになりますか。

○國務大臣(河野一郎君) 全部で二千三百五十万石昭和三十年産米は買上という予定で、これを目標にして予約を進めて行くということにいたしてあります。で、今のお話の予約の奨励のために減税の処置をとる、もしくは前渡し金をするというふうな奨励の条件につきましては、せつかく大蔵当局と打合せ中でございまして、大体これは農業団体の幹部の諸君とも連絡をとりつつ交渉中でございします。

○委員長(江田三郎君) ちょっと午前中に申しましたように、農林大臣は向うの委員会の間をさいて出席してもらつ

ているのですが、今何か採決が始まるからという連絡がありましたので、いすれまた、きょうだけでなしに、なかなかこの問題は重要でございしますから、今後とも審議をしなければならぬせんが、戸叶さんぐらいて一つ本日はその程度にしたいだきたいと思ひます。

○戸叶武君 私はこれに関連して簡単な質問をしますが、食糧会計で、すでに百億円の赤字が見積られておる状態で、この減収加算の三十年度における九十三万四千とちよつと赤字が出るだらうと言われておる。それを何とか処理して行くということでありまして、いろいろな質問に対してはどういうふうな形においてそれを処理して行くか、具体的な回答というものが無いので、はく然としてこれを持ち越されたと、やはり問題じゃないかと思うのですが、農林大臣は何かそれに対する一つの腹案があるのですか。

○國務大臣(河野一郎君) 私は食糧管理制度に対する従来の政治のあり方というものが、たまたまインフレ時代から始まりまして、非常に多額の余裕金を、財産を食糧会計が持つておりました。ところが、ここへ聞くと、ここへ聞くと、四百から五百億近い黒字になっておつた。その黒字を年々これを減らしまして、そして大体昨年度で黒字が一切解消してしまつて、そして今年度には三何億の赤字を繰り越すというところになつておるのであります。ところがこれはどういふことかと申しますと、一般会計から当然繰り入れて、そして管理制度をやつて行かなければならぬ性質のものを、そういう処置をとらずに、従来財産がありましたのを蓄積財

産を食いつぶして来たというふうなことから、たまたまそういう処置をとらずに今日まできておるのでございします。この点に実は私は非常に基本的なこの特別会計を再検討しなければならぬ場合に立ち至つておると思うのであります。たまたまこれが今年はまだ百億のインベントリーを持つておりますので、それを解消する必要があるれば、解消することによつて今年は一応通れるというこの目途になつておりますから、従来の慣行通りでこの会計が現在運用され、今年度は運用されて行くというようにしてはおるわけでございしますが、私は当然明年度におきましては、基本的なこの会計について一定額のもの一般会計から繰り入れまして、たとえて申せば、食糧に對します一般事務費のごときも相当のものを当然繰り入れなければならぬと思うのであります。その他の事務費についても相当のものを一般会計から補てんすることは、二重米価とは別個に考えまして当然と思うのであります。これら当然の処置が従来の慣行によつて今日まで持ち越されておるのでございします。これにつきましては私といたしまして、この機会に明年度の編成に當りましては、また将来に當りましては、この食糧会計の基本的な考え方について一つ立て直ししなければいかぬだらうというのを考えておりました。昨日も実は衆議院の農林委員会におきまして特別な一つ御協力をいただき、御検討をいただいたと申し上げたのもその意図でございします。そういう点から申しまして、私はどうしてこの米価の問題、食糧の問題と相關

連いたしましたして、生産者価格、消費者価格、これらとの考え方、もしくはこの特別会計のあり方だけにつきまして、ただ従来のように財産があるのを知らない間に積み上げる、積み出すというもので、これに対する基本的な考え方が加えられず参つたというところ、ございします。米の価格が一応安定をいたしまして、ある程度生産者価格につきましても安定をしつある今日におきましては、当然これに對しても一般会計と特別会計との間の關係についても考えをきめなければならぬだらうというふうに考えますので、ただいまの御質問でございします。私自身といたしましては、これなりで行つたらどうなるのか、ごもつものこととございします。その点は今申し上げましたような点において割り切りたいと考えておるわけでございします。

○委員長(江田三郎君) まだいろいろあると思ひますが、先ほどのような事情でございしますので、本日はただ減収加算の件につきまして、当委員会が満場一致で申し入れをしておつた申し入れに對する取りあへずの措置の報告を得たということにしてございまして、その内容等につきましては、先ほど来の、私もお聞きしましたけれども、なおまだ十分に納得のできない、検討を要する点もあつた。これは非常に重要な問題を申されておりますので、これにつきましては、もつと時間をかけてゆつくりやらなければ、とても短時間では不可能と思ひますので、衆議院の關係もございしますので、本日はこの程度にしておきたいと思ひます。いづれ

後ほどまた機をあらためてもう一ぺん御足勞願つてお聞きしたいと思ひます。それでは本日はこれで散会いたします。

午後三時七分散会

五月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、蘭糸價格安定法の一部を改正する法律案

蘭糸價格安定法の一部を改正する法律案

蘭糸價格安定法の一部を改正する法律案

蘭糸價格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

第九條の次に次の二條を加える。

(輸出適格生糸の特別買入)

第九條の二 政府は、第二條の規定により売渡す生糸として輸出適格生糸(輸出に適する種類、織度及び品位の生糸で省令で定めるものをいう。以下同じ。)を保有する必要があるときは、農林大臣の指定する者を相手方として、その者が、農林大臣の定める条件に従い買入れて保管する輸出適格生糸のうち、その買入後省令で定める期間を経過してなお保管しているものを買入れる旨の契約を締結することができる。

2 前項の規定により契約を締結する場合における政府の買入の價格は、政令で定めるところにより、海外における生糸及び主要纖維の市価並びに物価その他の經濟事情を參照して、農林大臣が定める。

3 政府は、第一項の契約に基づく買入の結果保有する輸出適格生糸の数量（第二条の規定による買入又は第十二条の規定による買入又は加工若しくは交換の結果保有している輸出適格生糸がある場合には、その数量を含む。）の合計が生糸の輸出を確保するために必要と認められる一定数量をこえることとならず、かつ、その輸出適格生糸の数量の合計に他の政府保有生糸の数量を加えた総数量が農林大臣の定める生糸の価格の異常な騰貴を防止するために必要な数量をこえることとならないように、同項の契約を締結するものとする。

4 前項の一定数量は、政令で定める。

5 第六条の規定は、第二項の場合に準用する。

（必要数量をこえる数量の生糸の売渡）

第九條の三 政府は、第二条の規定による買入又は第十二条の規定による買入又は加工若しくは交換によつて保有する生糸の数量が、前条第三項の農林大臣の定める生糸の価格の異常な騰貴を防止するために必要な数量をこえるときは、そのこえる部分に相当する数量の生糸を売り渡すことができる。

2 前項の規定による売渡は、生糸の価格が、政令で定めるところにより、繭の生産費の額に生糸の製造及び販売に要する費用の額を加えて得た額以上である場合に限る、することができる。

3 第一項の規定による売渡は、生糸の時価の悪影響を及ぼさない方法によつてしなければならない。

（繭維持のための補充措置）

第十一條 政府は、第二条の規定による生糸の買入によつては、繭の価格が、政令で定めるところにより、その生産費の額を基準とし、生糸の最低価格及び物価その他の経済事情を参酌して農林大臣の定める額を下ることを防止することが困難であると認める場合において、農林大臣の指定する農業協同組合連合会が、省令で定める手続に従い農林大臣の承認を受け、保管及び売渡につき農林大臣の定める条件を遵守し、繭（くず繭その他の省令で定める繭を除く。以下この条において同じ。）の保管をしたときは、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その保管に要する経費につき、補助金を交付することができる。

2 政府は、前項に規定する農業協同組合連合会が同項の規定により保管する繭を同項の農林大臣の定める条件を遵守して売り渡すとしても、政令で定める期日まではその全部を売り渡すことが困難であると認めるときは、その農業協同組合連合会を相手方として、その者が引き継ぎその条件を遵守する場合においては、その繭のうち政令で定める期日を経過してなお保管しているものを買入し、その契約を締結することができる。

3 前項の規定により契約を締結する場合における政府の買入の価格は、

は、政令で定めるところにより、第一項の規定により農林大臣の定める額に乾繭とするために要する費用等を加えて得た額を基準として、農林大臣が定める。

第十二條の次に次の二条を加える。

（政府保有繭の売渡等）

第十二條の二 政府は、その保有する繭を売り渡し、若しくは加工し、又は生糸と交換することができる。

2 前項の規定による売渡及び交換は、繭の時価に悪影響を及ぼさない方法によつてしなければならない。

3 政府は、第一項の規定による交換をする場合において、その価格が等しくないときは、その差額を金銭で補足し、又は補足させなければならない。

（買入又は補助の契約の限度額）

第十二條の三 政府が、第二条若しくは第九條の二の規定による生糸の買入の契約又は第十一条第一項の規定による補助若しくは同条第二項の規定による繭の買入の契約を締結する場合における当該契約に係る買入又は補助の金額の限度は、当該契約を締結する時における糸価安定特別会計の当該年度の収納済歳入額（証券の発行及び借入金によるものを除く。）及び糸価安定特別会計法（昭和二十六年法律第三百一十一号）第十一条に規定する額の合計額から左の各号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

一 当該契約をする時における糸

糸価安定特別会計の当該年度の支出済歳出額

二 第二条の規定による生糸の買入契約金額（当該契約をする時までに支払われた金額を除く。）

三 第九條の二の規定による生糸の買入契約金額（当該契約をする時までに支払われた金額を除く。）

四 第十一条第一項の規定による補助契約金額（当該契約をする時までに支払われた金額を除く。）

五 第十一条第二項の規定による繭の買入契約金額（当該契約をする時までに支払われた金額を除く。）

六 糸価安定特別会計における政令で定める経費の額

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第四十二号の二中「生糸」の下に「若しくは繭を加え、又は加工すること。」を「若しくは加工し、又は繭を生糸と交換すること。」に改める。

第十二條第四号の二中「生糸」の下に「及び繭」を加える。

昭和三十年六月一日印刷

昭和三十年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局